

## 2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成21年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成21年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

人事委員会及び人事院

### (3) 調査の範囲

① 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,085事業所

ア 漁業	サ 学術研究，専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業，採石業，砂利採取業	シ 生活関連サービス業，娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育，学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療，福祉（中分類の医療業，社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業，郵便業	
ク 卸売業	
ケ 金融業，保険業	
コ 不動産業，物品賃貸業	

② 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種，その他の職種56職種）

### (4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を統計上の理論に従い，組織，規模，産業により15層に層化し，これらの層から243事業所を無作為に抽出のうえ，実地調査を行った。

調査の完結した事業所は，第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種について，これに該当する従業員が多数にのぼるときは，抽出調査を行った。

なお，臨時の従業員及び役員は，すべて除外した。

③ 調査実人員 初任給関係の調査職種591人，初任給関係以外の調査職種10,488人である。

なお，調査職種該当者（母集団）の推定数は，81,383人である。

### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては，母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	212事業所	93事業所	83事業所	36事業所
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	5	2	3	0
製 造 業	136	64	46	26
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	34	10	17	7
卸 売 業 ， 小 売 業	12	5	6	1
金 融 業 ， 保 險 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	4	3	1	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	21	9	10	2

(注) 1 上記のほか，実地調査に際し，調査不能の事業所が31あった。

2 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。

## 第14表 企業規模別，職種別給与額等

### その1 公民給与比較の対象職種

#### 1 規模計

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 21 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	53.6	718,852	415	718,437
	工 場 長	32	52.2	659,476	0	659,476
	事 務 部 長	197	52.3	639,613	1,457	638,156
	技 術 部 長	288	53.0	611,629	585	611,044
	事 務 部 次 長	36	52.0	615,387	3,075	612,312
	技 術 部 次 長	10	50.3	479,958	1,725	478,233
	事 務 課 長	463	48.3	509,680	4,854	504,826
	技 術 課 長	798	48.6	534,607	3,183	531,424
	事 務 課 長 代 理	144	47.0	520,058	10,768	509,290
	技 術 課 長 代 理	255	44.8	492,981	2,203	490,778
	事 務 係 長	568	44.8	438,680	55,220	383,460
	技 術 係 長	709	42.5	442,723	76,590	366,133
	事 務 主 任	562	40.7	378,931	52,108	326,823
	技 術 主 任	554	39.7	410,178	79,317	330,861
	事 務 係 員	2,353	35.5	298,943	32,607	266,336
技 術 係 員	2,216	35.7	333,057	48,727	284,330	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上 500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄 参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	

## 2 規模500人以上

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 21 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	52.8	776,126	636	775,490
	工 場 長	24	53.1	699,434	0	699,434
	事 務 部 長	109	52.7	697,285	398	696,887
	技 術 部 長	242	53.0	622,920	691	622,229
	事 務 部 次 長	15	53.1	691,620	5,118	686,502
	技 術 部 次 長	2	49.2	443,310	7,968	435,342
	事 務 課 長	305	47.8	525,288	5,472	519,816
	技 術 課 長	649	48.6	545,436	3,063	542,373
	事 務 課 長 代 理	100	46.7	565,184	5,740	559,444
	技 術 課 長 代 理	235	44.8	498,165	1,486	496,679
	事 務 係 長	335	44.6	460,679	72,793	387,886
	技 術 係 長	561	42.1	449,259	81,603	367,656
	事 務 主 任	302	41.4	413,226	66,576	346,650
	技 術 主 任	456	39.3	416,837	84,709	332,128
	事 務 係 員	1,312	35.8	312,493	36,227	276,266
	技 術 係 員	1,359	35.9	343,004	51,838	291,166

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 9 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 7 級， 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級， 6 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級， 4 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級， 4 級）
	行政職給料表 1 級

3 規模100人以上500人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 21 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	55.0	611,600	0	611,600
	工 場 長	4	52.2	546,458	0	546,458
	事 務 部 長	79	52.6	562,294	3,339	558,955
	技 術 部 長	34	52.4	571,773	0	571,773
	事 務 部 次 長	21	50.3	500,635	0	500,635
	技 術 部 次 長	5	46.2	540,808	0	540,808
	事 務 課 長	141	49.2	479,950	3,944	476,006
	技 術 課 長	111	49.5	486,779	5,010	481,769
	事 務 課 長 代 理	44	47.7	424,889	21,371	403,518
	技 術 課 長 代 理	16	45.6	412,295	21,113	391,182
	事 務 係 長	190	44.7	417,437	30,729	386,708
	技 術 係 長	124	44.3	394,703	40,079	354,624
	事 務 主 任	247	39.7	345,570	37,058	308,512
	技 術 主 任	70	40.8	363,606	44,029	319,577
	事 務 係 員	878	35.1	281,107	27,827	253,280
技 術 係 員	691	35.0	314,037	43,638	270,399	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 7 級, 8 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級



## 4 規模100人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 21 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	4	46.0	460,124	0	460,124
	事 務 部 長	9	45.3	534,690	0	534,690
	技 術 部 長	12	54.3	494,818	0	494,818
	事 務 部 次 長	—	—	—	—	—
	技 術 部 次 長	3	57.2	415,638	0	415,638
	事 務 課 長	17	50.6	482,773	1,865	480,908
	技 術 課 長	38	46.9	421,624	984	420,640
	事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—
	技 術 課 長 代 理	4	44.5	308,800	3,122	305,678
	事 務 係 長	43	46.4	362,373	25,295	337,078
	技 術 係 長	24	46.5	395,726	39,166	356,560
	事 務 主 任	13	46.2	282,295	29,795	252,500
	技 術 主 任	28	46.8	342,354	18,929	323,425
	事 務 係 員	163	35.4	238,913	16,660	222,253
技 術 係 員	166	35.8	280,066	28,082	251,984	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 6 級, 7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

その2 公民給与比較の対象外職種

		調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関係 職種	研究所長	1 <sup>人</sup>	X <sup>歳</sup>	X <sup>円</sup>	X <sup>円</sup>	X <sup>円</sup>
	研究部(課)長	76	46.9	669,129	239	668,890
	研究室(係)長	62	38.6	451,774	67,167	384,607
	主任研究員	152	44.8	600,664	10,499	590,165
	研究員	168	31.4	366,371	32,568	333,803
	研究補助員	48	38.6	339,433	29,062	310,371
医 療 関 係 職 種	病院長	1	X	X	X	X
	副院長	3	51.8	1,544,055	8,333	1,535,722
	医科長	11	47.3	1,379,794	161,738	1,218,056
	医師	15	44.4	1,142,912	33,831	1,109,081
	歯科医師	—	—	—	—	—
	薬局長	4	48.8	565,561	41,510	524,051
	薬剤師	32	33.5	355,021	47,018	308,003
	診療放射線技師	40	34.9	341,824	43,187	298,637
	臨床検査技師	38	35.7	291,837	24,405	267,432
	栄養士	24	33.8	266,119	23,058	243,061
	理学療法士	49	29.3	305,140	23,187	281,953
	作業療法士	35	28.4	303,834	18,880	284,954
	総看護師長	6	52.7	514,018	5,640	508,378
	看護師長	63	46.9	425,309	35,397	389,912
	看護師	180	32.6	321,662	41,027	280,635
准看護師	125	43.8	310,361	33,942	276,419	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	7	58.6	719,220	0	719,220
	大学教授	21	55.5	636,285	0	636,285
	大学准教授	13	44.2	489,030	0	489,030
	大学講師	10	45.2	452,852	0	452,852
	大学助教	6	38.3	351,132	0	351,132
	大学助手	3	38.8	348,953	0	348,953
	高等学校校長	1	X	X	X	X
	高等学校教頭	5	56.7	644,919	0	644,919
	高等学校教諭	70	48.4	559,715	0	559,715

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

第15表 民間における昇給制度の状況

		昇給制度あり				昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
		%	%	%	%	%
係 員	計	90.2	41.0	81.9	42.9	9.8
	500人以上	95.3	35.0	88.0	46.8	4.7
	100人以上 500人未満	87.0	53.0	77.4	46.4	13.0
	100人未満	86.2	28.8	80.8	22.4	13.8
課 長 級	計	73.9	34.6	84.2	38.3	26.1
	500人以上	79.2	23.9	92.0	45.0	20.8
	100人以上 500人未満	70.7	49.7	75.5	39.3	29.3
	100人未満	72.4	26.6	84.8	19.0	27.6

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,488円
配偶者と子1人	20,599円
配偶者と子2人	26,164円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

(備考) 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	65.1%
非支給	34.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	28,000円以上29,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	課 長 級		係 員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規 模 計	%	%	%	%
	57.4	42.6	63.8	36.2
500人以上	49.2	50.8	62.5	37.5
100人以上500人未満	64.8	35.2	68.7	31.3
100人未満	59.4	40.6	55.9	44.1